別表六の二（十六）　記載要領

1　この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の14の３第２項（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第６号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の14の３第２項（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「同上のうち地域の成長発展の基盤強化に著しく資する事業の用に供したものに係る額　⑸」の欄は、特定連結親法人（租税特別措置法第68条の14の３第１項第１号に規定する特定連結親法人をいう。）又はその特定連結子法人（同号に規定する特定連結子法人をいう。）がその同項に規定する承認地域経済牽引事業（租税特別措置法施行令第27条の11の２第２項（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）の規定による主務大臣の確認を受けたものに限る。）の用に供した機械及び装置並びに器具及び備品の取得価額の合計額を記載すること。

別表六の二(十三)の表中「取得価額の合計額（別表六の二(十三)付表「11」の合計）／同上のうち別表六の二(十三)付表「7」が平成31年３月31日以前であるものに係る額」を「取得価額の合計額（別表六の二(十五)付表「11」の合計）／同上のうち別表六の二(十五)付表「7」が平成31年３月31日以前であるものに係る額」に、「(3)のうち別表六の二(十三)付表「7」が平成31年４月１日以後であるものに係る額」を「(3)のうち別表六の二(十五)付表「7」が平成31年４月１日以後であるものに係る額」に、「(6)のうち別表六の二(十三)付表「6」が平成31年３月31日以前であるものに係る額」を「(6)のうち別表六の二(十五)付表「6」が平成31年３月31日以前であるものに係る額」に、「連結所得の金額（別表四の二「56の①」）」を「連結所得の金額（別表四の二「54の①」）」に、「調整前連結税額（別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」）」を「調整前連結税額（別表一の二「2」）」に、「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(二十五)「7の⑪」）」を「調整前連結税額超過構成額（別表六の二(三)「7の⑬」）」に改め、同表を別表六の二(十五)とする。

別表六の二(十一)付表を別表六の二(十四)付表とする。

別表六の二(十一)の表中「取得価額の合計額（別表六の二(十二)付表「11」の合計）／同上のうち別表六の二(十二)付表「7」が平成31年３月31日以前であるものに係る額」を「取得価額の合計額（別表六の二(十四)付表「11」の合計）／同上のうち別表六の二(十四)付表「7」が平成31年３月31日以前であるものに係る額」に、「(3)のうち別表六の二(十二)付表「7」が平成31年４月１日以後であるものに係る額」を「(3)のうち別表六の二(十四)付表「7」が平成31年４月１日以後であるものに係る額」に、「(6)のうち別表六の二(十二)付表「6」が平成31年３月31日以前であるものに係る額」を「(6)のうち別表六の二(十四)付表「6」が平成31年３月31日以前であるものに係る額」に、「連結所得（別表四の二